

## 公 告

分任契約担当官  
陸上自衛隊石垣駐屯地  
第445会計隊長 畑井田 竜一

以下のとおり一般競争入札を行います。

### 1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名：令和6年度 石垣駐屯地で使用する電気
- (2) 規 格 等：仕様書のとおり
- (3) 履行場所：陸上自衛隊石垣駐屯地
- (4) 履行期間：令和6年4月1日00：00～令和7年3月31日24：00まで

### 2 入札の方法

入札の金額は、各社において設定する契約電力に対する単一の単価(月額)及び使用電力量に対する単価(季節・時間帯別等の区分による複数の単価を記載しても可)を記載すること。(小数点第2位までとする。)仕様書で提示する各月の予定使用電力量に対し単価を乗じた金額を月毎の小計とし、円位未満で切捨てる。毎月の小計を合算した金額を年間の総価として記載する。落札決定に当たっては、入札書に記載された当該金額の10% (軽減税率対象品目については8%) に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、各入札者は消費税課税、免税事業者を問わず見積もった金額の110分の100 (軽減税率対象品目については108分の100) に相当する金額を入札書に記載すること。

### 3 入札参加資格者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) **令和4・5・6年度年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)**において、**九州・沖縄地域の資格を有する者**であって、「物品の販売」の「C」等級以上を有する者であること。また、令和4・5・6年度の防衛省競争参加資格(全省庁統一資格)において申請中の場合は、申請中の旨を証明できる者であること。
- (4) 大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官及び陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (5) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (6) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得い事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

- (7) 電気事業法第3条第1項の規定に基づき、一般電気事業者としての許可を受けている者又同法第16条の2第1項に基づき、特定規模電気事業者としての届出を行っている者であること。
  - (8) 前年度、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法(RPS法)第8条第1項の勧告を受けていない者。
- 4 契約条項及び入札等参加者心得を示す場所  
西部方面隊ホームページ(<https://www.mod.go.jp/gsdf/wae>)、陸上自衛隊石垣駐屯地
  - 5 入札説明会  
実施しない。
  - 6 競争入札執行の日時及び場所
    - (1) 日時：令和6年2月28日(水)09時30分
    - (2) 場所：陸上自衛隊石垣駐屯地 入札室
  - 7 落札決定方法：単価（予定総価決定）

品目毎の単価×予定数量の総価が当隊所定の予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、同価が2者以上の場合は抽選とする。予定総価が予定価格に達しない場合は、再度入札を実施する。

なお、本入札に係る落札は、石垣駐屯地で使用する電気に係る令和6年度予算が成立することを条件とする。
  - 8 保証金に関する事項
    - (1) 入札保証金：免除
    - (2) 契約保証金：免除
  - 9 違約金

ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。
  - 10 入札の無効
    - (1) 第3項で示した競争に参加する者に、必要な資格のない者が行った入札
    - (2) 第3項(8)に示す資料を提出しなかった者
    - (3) 他人の入札参加を妨害した入札
    - (4) 入札金額、入札者氏名及び押印のない入札された印影が判別し難い入札
    - (5) 入札に関する条件に違反した入札
    - (6) 暴力団排除に関する誓約がないものの入札
    - (7) 電信、FAX及び電話による入札
    - (8) 仕様書を受領していないものが行った入札
  - 11 契約書等の作成の要否
    - (1) 落札者は落札決定後、契約書（請書）を陸上自衛隊標準契約書の様式により、遅滞なく作成し提出

- (2) 契約金額が50万円以上の場合は請書を、契約金額が150万円を超えた場合は契約書を作成
- (3) 適用する契約条項
  - 「物品売買契約条項」
  - 「談合等の不正行為に関する特約条項」
  - 「暴力団排除に関する特約条項」

## 12 その他

- (1) 入札及び契約心得を熟知の上参加すること。
- (2) 入札に参加する者は資格審査結果通知書（写）を提出すること。
- (3) 公共事業からの暴力団排除を推進するための措置として、入札及び契約心得を確認し、入札書余白に「当社は入札及び契約心得に示された暴力団排除に関する誓約事項について誓約いたします。」と記載すること。
- (4) 入札書が代表者の代理の場合は、入札時まで「委任状」を提出すること。
- (5) 郵便による入札は、令和6年2月27日（火）17時迄に到着するよう「書留」で郵送したものを有効とする。この際、第445会計隊石垣駐屯地契約班へ連絡を確実に実施すること。入札書を封筒に入れて封入口及び封筒の継ぎ目に捺印し、その封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年度石垣駐屯地で使用する電気 入札書在中」と記入すること。
- (6) 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に万全を期す観点から、直接的な接触を局限するため、努めて郵便による入札を追求すること。  
また、当日入札会場にて参加される場合は、感染防止対策を実施すること。

## 13 入札及び仕様書に関する事項の問い合わせ先

- (1) 入札に関する事項
  - 〒907-0003
  - 沖縄県石垣市字平得1273番404
  - 陸上自衛隊石垣駐屯地第445会計隊契約班（担当：本郷）
  - TEL 0980-98-0008（内線344）
  - FAX 0980-82-1145
- (2) 仕様書に関する事項
  - 陸上自衛隊石垣駐屯地業務隊管理科営繕班（担当：赤嶺）
  - TEL 0980-98-0008（内線323）